

令和3年第1回神奈川県議会定例会議案

(令和2年度 条例その他 その2)

目 次

番 号	件 名	ページ
定 県 第 190号 議 案	神奈川県ホストタウン等新型コロナウイルス感染症対策基金条例	1
定 県 第 191号 議 案	建設事業に対する市町負担金について	3

神奈川県ホストタウン等新型コロナウイルス感染症対策基金条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第241条第1項及び第8項の規定に基づき、神奈川県ホストタウン等新型コロナウイルス感染症対策基金の設置、管理及び処分に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 県は、第32回オリンピック競技大会及び東京2020パラリンピック競技大会の開催に当たって、外国人選手等を受け入れるホストタウン又はキャンプ地となる地方公共団体における新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）であるものに限る。）の対策（第7条において単に「ホストタウン等における新型コロナウイルス感染症対策」という。）を行うことを目的として国から交付されるホストタウン等新型コロナウイルス感染症対策交付金を積み立てるため、神奈川県ホストタウン等新型コロナウイルス感染症対策基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立額)

第3条 基金に積み立てる額は、予算において定める額とする。

(運用)

第4条 基金に属する現金は、最も確実かつ有利な金融機関への預金、有価証券の保有その他の方法により運用するものとする。

(繰替運用)

第5条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(運用益金の処理)

第6条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して基金に編入するものとする。

(処分)

第7条 基金は、ホストタウン等における新型コロナウイルス感染症対策を行うために実施する事業の経費に充てる場合に限り、これを処分することができる。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例は、令和4年3月31日限り、その効力を失う。
- 3 この条例の失効の際基金に残額があるときは、当該残額を一般会計歳入歳出予算に計上して国庫に納付するものとする。

令和3年2月10日提出

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

(提案理由)

神奈川県ホストタウン等新型コロナウイルス感染症対策基金の設置、管理及び処分に関し、所要の定めをしたいので提案するものであります。

建設事業に対する市町負担金について

県で実施する建設事業に要する経費の一部を、次の範囲内においてそれぞれ負担させるものとする。
既定の負担額を変更するもの

事業名	市町名	既定額	変更額
農地保全事業	小田原市	3,650 ^{千円}	12,400 ^{千円}
湛水防除事業	小田原市	18,520	35,188
〃	大井町	1,480	2,812
県営漁港整備事業	三浦市	46,900	56,950
相模川流域下水道事業	相模原市	281,780	316,797
〃	平塚市	131,180	147,482
〃	藤沢市	10,787	12,128
〃	茅ヶ崎市	92,344	103,820
〃	厚木市	127,210	143,019
〃	伊勢原市	18,641	20,957
〃	海老名市	63,174	71,025
〃	座間市	47,985	53,948
〃	綾瀬市	14,327	16,107
〃	寒川町	33,918	38,133
〃	大磯町	13,464	15,137
〃	愛川町	28,221	31,728
酒匂川流域下水道事業	小田原市	161,615	206,995
〃	秦野市	89	525
〃	南足柄市	1,621	2,139
〃	二宮町	423	558
〃	中井町	331	437
〃	大井町	3,822	6,120
〃	松田町	3,977	5,248
〃	山北町	2,619	5,224
〃	開成町	605	3,831
〃	箱根町	187,791	188,816

令和3年2月10日提出

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

(提案理由)

県が行う建設事業で市町を利するものについて、その受益の限度においてそれぞれ経費の一部を負担させるため、土地改良法第91条第6項、地方財政法第27条第2項及び下水道法第31条の2第2項の規定により提案するものであります。